

総合評価方式について（令和元年6月）

<概 要>

1 基本的な考え方

公共工事については、現在及び将来にわたる工事の適正な施工及び品質の確保を図る必要性が高まっていることから、道路公社においても、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする総合評価方式を導入します。

2 総合評価方式の対象工事

- ・ 一般土木工事 : 一般競争入札（5千万円以上WTO未満）→全工事で試行
- ・ 橋梁上部工(PC) : 一般競争入札（5千万円以上WTO未満）→全工事で試行
- ・ 橋梁上部工(鋼橋) : 一般競争入札（5千万円以上WTO未満）→全工事で試行
- ・ 建築一式工事 : 4千万円以上3億円未満 →全工事で試行

3 評価項目等における令和元年6月の主な変更点

- ・ 全工事において、経営力、技術力の配点区分を細分化
- ・ 土木一式工事（5,000万円～1億円）について、建設業の担い手育成（若手技術者登用）の加点評価を追加
- ・ 建築一式工事について、受注工事量の減点評価の幅を拡大及び施工実績及び工事成績の評価対象期間を延長